

# 第35回

## 定時株主総会継続会開催ご通知

開催日時 2024年12月23日（月曜日）午前11時

開催場所 東京都千代田区丸の内二丁目3番2号  
Shinwa Wise Holdings株式会社  
1階ホール  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

### 継続会にご出席くださる場合

※ご出席の際は、第35回定時株主総会継続会の開催ご通知とあわせてお送りする出席票を会場受付にご提示くださいますようお願い申し上げます。なお、本継続会は、2024年8月28日開催の第35回定時株主総会の一部となりますので、本継続会にご出席いただける株主様は、第35回定時株主総会において議決権を行使することができる株主様と同一になりますことを申し添えます。

※本継続会の運営に大きな変更が生ずる場合は当社ウェブサイト（アドレス<https://www.shinwa-wise.com/>）にてお知らせいたします。

Shinwa Wise Holdings株式会社

証券コード：2437

株主の皆様へ

2024年11月15日付で代表取締役社長に就任いたしました高橋健治でございます。

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

第35回定時株主総会継続会を2024年12月23日（月曜日）に開催致しますので、ここに開催ご通知をお届けいたします。

当社が本年7月に公表致しました、当社連結子会社Shinwa Prive株式会社による不適切な会計処理につきましては、第三者委員会からの指摘・提言も踏まえ、本年11月5日に再発防止策を公表致しました。

株主の皆様をはじめ、関係者の皆様には多大なるご迷惑、ご心配をお掛けしておりますことを深くお詫び申し上げますとともに、再発防止の取り組みを徹底し、早期の信頼回復に向け最善を尽くしてまいり所存でございます。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

Shinwa Wise Holdings株式会社  
代表取締役社長 高橋 健治

証券コード：2437  
2024年12月16日

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内二丁目3番2号  
Shinwa Wise Holdings株式会社  
代表取締役社長 高 橋 健 治

### 第35回定時株主総会継続会開催ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第35回定時株主総会継続会（以下、「本継続会」といいます。）  
を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本継続会の開催に際しては、電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。本継続会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、全ての株主様に電子提供措置事項を記載した書面を交付しております。

#### 【当社ウェブサイト】

<https://www.shinwa-wise.com/news/>  
メニューよりその他タブを選択いただき、ご確認ください。

#### 【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>  
「銘柄名（会社名）」に「Shinwa Wise Holdings」又は「コード」に当社証券コード「2437」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

ご出席の際は、本継続会開催ご通知とあわせてお送りする出席票を会場受付にご提示くださいますようお願い申し上げます。なお、本継続会は、2024年8月28日開催の第35回定時株主総会の一部となりますので、本継続会にご出席いただける株主様は、第35回定時株主総会において議決権を行使することができる株主様と同一になりますことを申し添えます。

敬 具

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

## 記

1. 日 時 2024年12月23日（月曜日）午前11時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内二丁目3番2号  
Shinwa Wise Holdings株式会社 1階ホール  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項
1. 第35期（2023年6月1日から2024年5月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第35期（2023年6月1日から2024年5月31日まで）計算書類報告の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ご出席の際は、本継続会開催ご通知とあわせてお送りする出席票を会場受付にご提示くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の電子提供措置をとっている各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
  - ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。なお、本定時株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、全ての株主様に電子提供措置事項を記載した書面を交付しております。
    - ① 事業報告「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
    - ② 連結計算書類「連結注記表」
    - ③ 計算書類「個別注記表」従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部ではありません。

## 第35回定時株主総会継続会の開催について

当社は、2024年7月4日付「子会社における不適切な会計処理の疑いの判明及び第三者委員会設置に関するお知らせ」、ならびに同日「2024年5月期決算発表の延期に関するお知らせ」において公表致しましたとおり、当社の連結子会社であるShinwa Prive株式会社において、2021年5月期から2024年5月期までのプライベートセールに関する不適切な会計処理により、実態と相違がある売上計上の疑いがあることが判明いたしました。これを受け、第三者委員会を設置し、調査を行っていましたが、第三者委員会の調査報告書を受領した後、決算数値を確定させることから、決算関連手続きの完了に時間を要する状況となり、2024年8月28日に開催した第35回定時株主総会において、定款一部変更議案、役員選任議案の決議事項の採決のみを行い、報告事項である第35期の事業報告、連結計算書類、計算書類、連結計算書類にかかる会計監査人の会計監査報告書、計算書類にかかる会計監査人の会計監査報告書、監査役会の監査報告（以下「本報告事項」という。）については、別途継続会（以下「本継続会」といいます。）を開催し、本報告事項をご報告することについて株主様からのご承認をいただきました。

当社は、2024年9月6日付「第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」に記載のとおり、同日第三者委員会より調査結果についての調査報告書を受領いたしました。調査結果につきましては、2024年9月10日付「第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」に添付の調査報告書（公表版）に記載のとおりです。

この度、本報告事項について、ご報告申し上げる状況が整いましたので、本継続会の開催をご通知申し上げます。

株主の皆様には、多大なご迷惑とご心配をお掛け致しますことを、深くお詫び申し上げますとともに、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

（注）監査役大谷恭子は2024年10月11日をもって逝去により退任いたしました。これに伴い、法定員数3名を欠くこととなりましたので、会社法の規定に基づき、東京地方裁判所に一時監査役職務代行者選任申立てを行っておりますが、監査報告書提出日の2024年11月1日現在では、監査役は高橋隆敏と木内孝胤の2名でございます。

# 事業報告

(2023年6月1日から  
2024年5月31日まで)

## I 企業集団の現況に関する事項

### 1. 当連結会計年度の事業の状況

#### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、社会経済活動の正常化が維持され、実質GDP成長率はプラス成長を維持し、雇用情勢の改善や春闘での高水準のベースアップの実現、日銀の政策転換による金融環境緩和を背景に今後も緩やかに成長する見通しです。しかしながら、海外経済の減速傾向や人手不足を背景とした供給制約や、米国やEUによる対中関税の引上げによる中国経済の悪化リスク、中東紛争によるスエズ運河迂回による物流コスト上昇など、わが国の景気を下押しするリスクもあり、依然として不透明な状況が続いております。

そのような状況の中、インフレ率は当面高めの伸びが続く傾向にあり資産防衛策としての実物資産への需要は徐々に高まりつつあるとみられ、不動産価格指数や金価格は上昇基調を維持しているようです。しかしながら、アート市場においては価格の上昇をにらみ良品の出し渋り傾向が見られ、オークションへの出品誘致を強化し対策を講じておりますが、以前に比べ低調であると言わざるを得ません。このような厳しい状況の中、新たな実物資産として注目されるワインを扱うワイン・リカーオークションでは出品希望も多く寄せられており、堅調に売り上げを伸ばしております。同様に、Bags/Jewellery&Watchesオークションについても高額品の出品・落札もあり売り上げを伸ばしました。しかしながら、同時に進行中であった大型プライベートセール案件が引き続き当期内に着地できなかったこともあり、アート関連事業において、取扱高は6,380,446千円（前年同期比32.1%減）、売上高は2,009,993千円（前年同期比39.0%減）と減収となりました。中でもオークション事業は、前年同期分と比し、20.6%減の1,099,131千円となりました。

セグメント別の業績は次のとおりです。

#### ①アート関連事業

アート関連事業は、取扱高6,380,446千円（前年比32.1%減）、売上高2,009,993千円（前年比39.0%減）、セグメント損失△39,259千円（前年は668,248千円のセグメント利益）となりました。

種別の業績は次のとおりです。

部 門		取 扱 高	前年比 増減	構 成 比 率	売 上 高	前年比 増減	構 成 比 率
		千円	%	%	千円	%	%
オークシ ョ 事 業	近 代 美 術	1,406,970	△26.2	22.1	284,622	△19.9	14.2
	近 代 陶 芸	267,050	△41.6	4.2	49,231	△38.5	2.5
	近代美術PartⅡ	107,375	△49.3	1.7	21,365	△54.6	1.1
	そ の 他	1,724,477	△26.8	27.0	347,875	△21.9	17.1
	ア イ ア ー ト	1,771,665	△26.4	27.8	396,038	△13.5	19.7
	小 計	5,277,537	△28.1	82.7	1,099,131	△20.6	54.7
プ ラ イ ベ ー ト セ ー ル ・ そ の 他 事 業	プライベートセール	974,139	△49.5	15.3	655,975	△63.8	32.7
	そ の 他	128,769	△1.9	2.0	254,886	162.2	12.7
	小 計	1,102,909	△46.5	17.3	910,861	△52.2	45.3
合 計	6,380,446	△32.1	100	2,009,993	△39.0	100	

- (注) 1. 取扱高の前年比増減率と売上高の前年比増減率の乖離の大きな要因のひとつに、商品売上高の増減があります。商品売上高は、オークション落札価額に対する手数料収入、カタログ収入、年会費等と同様に売上高を構成する要素であり、在庫商品を販売した場合、その販売価格（オークションでの落札の場合には落札価額）を商品売上高として、売上高に計上することとしております。
2. その他オークションは、出品の状況により随時開催しております。

### i)オークション事業

当連結会計年度は、オークションの開催回数は38回（前年度開催回数39回）でした。主な内訳は、近代美術オークション、近代美術PartⅡオークション及びコンテンポラリーアートオークションを各6回、アイアートオークションを5回、近代陶芸オークション、及びワイン・リカーオークションを各4回、西洋美術オークション、Bags/Jewellery&Watchesオークションを各2回、MANGAオークションを1回で、取扱高は昨年と比し28.1%減となりました。

近代美術オークションは、出品点数19.4%減、落札点数19.9%減でしたが、エスティメイト下限合計額に対する落札価額合計額の比率は、平均で140.3%と高水準で推移し、取扱高は、1,406,970千円となり、昨年と比し26.2%減少しました。

近代陶芸オークションは、出品点数14.1%増、落札点数13.4%増となり、エスティメイト下限合計額に対する落札価額合計額の比率は、平均で102.1%という水準で推移いたしました。取扱高は、267,050千円となり、昨年と比し41.6%減少しています。

近代美術PartⅡオークションは、出品点数33.2%減、落札点数33.1%減でしたが、エスティメイト下限合計額に対する落札価額合計額の比率は、平均で181.2%と高水準で

推移しました。取扱高は、107,375千円となり、昨年と比し49.3%減少しました。

コンテンポラリーアートオークションは、出品点数39.5%減、落札点数38.2%減でしたが、エスティメイト下限合計額に対する落札価額合計額の比率は、平均で101.5%と水準で推移いたしました。取扱高は、253,230千円となり、昨年と比し69.1%減少しました。

一方、ワイン・リカーオークションは昨年と比して開催回数が2回多くあり、出品点数57.6%増、落札点数48.7%増となり、取扱高は631,025千円となり前年比35.9%増となりました。また、Bags/Jewellery&Watchesオークションでは高額品の出品・落札があり、取扱高は748,042千円と前年比38.2%増となりました。

アイアートオークションは、5回開催し、出品点数1,345点、落札点数1,005点、落札率74.7%という結果になりました。アイアート株式会社の売上高は、396,038千円（前年同期比13.5%減）となりました。

## ii) プライベートセール・その他事業

プライベートセール・その他事業では、美術品のプライベートセールでは大型案件が翌年度の実施となったこと等の影響により、美術作品のプライベートセール事業は、売上高655,975千円（前年同期比63.8%減）となりました。資産防衛ダイヤモンド販売事業は、売上高524,997千円（前年同期比38.1%減）となりました。

結果として、プライベートセール・その他事業は、前年同期比で取扱高46.5%減、売上高52.2%減となりました。

## ②その他事業

子会社保有の太陽光発電施設による売電事業は継続しており、当連結会計年度のその他事業のセグメント売上高は26,006千円（前年同期比86.6%減）、30,149千円のセグメント損失（前年は7,506千円のセグメント利益）となりました。

以上により、当連結会計年度の業績は、売上高2,035,999千円（前年同期比41.6%減、対前年同期減少額1,450,565千円）、営業損失242,524千円（前年は516,384千円の営業利益）、経常損失222,107千円（前年は514,502千円の経常利益）、親会社株主に帰属する当期純損失1,010,510千円（前年は305,032千円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は、110,926千円であります。その主なものは、建物及び構築物の取得であります。なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

## (3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

アート関連事業においては、近代美術オークションをはじめとする各オークションでの高額作品の取り扱いの増加から、市況は徐々に好転する方向にあります。

当社グループは、「日本近代美術再生プロジェクト」と題した、日本の20世紀の近代美術の再評価と価値付けに取り組んでまいりましたが、日本のインフレ環境下において、ようやく日本の近代美術が見直される環境が醸成されてまいりました。同時に、近代美術だけでなく、新たな柱となり得るコンテンポラリーアートの拡大を推進してまいります。また、「資産形成アート投資サロン」を通じて、アートコレクターを呼び込み、オークションに新たな富裕層の誘引を図り、高額品の取り扱いを増加させると同時に、外的要因に影響されにくい新たな事業の開発にも積極的に取り組んでまいります。

これまで、当社では、アートを中心に、宝飾品、時計、バッグ、ワイン・リカー等の様々な高額品アイテムのオークションを開催してまいりましたが、今後、特に宝飾品・時計部門を一つの大きな柱となる部門に育成する方針です。

また、オークション事業から派生した資産防衛ダイヤモンド事業は、各国の金融緩和政策から生じるインフレ懸念から、資産防衛としてのダイヤモンドへの需要が高まっており、引き続き売上の増大を目指します。

Edoverse株式会社(2024年10月30日付でShinwa Digital Arts株式会社に商号変更)が推進する、仮想空間GameFiの構築を目指す「Edoverse(江戸バース)」の空間構築等のコンサルテーションを行ってまいりましたが、クライアントが新たな方針に基づく空間構築等を進めることを受け、Edoverse株式会社はクライアントが進める新たな展開への移行を支援する役割に注力することとなりました。今後は、デジタルアート、NFTアートのマネジメントを行うことといたします。

その他事業のエネルギー関連については、アート関連事業に経営のリソースを集中させていくため、太陽光発電施設事業を縮小しておりますが、SDGsの観点から、持続可能な再生エネルギーとして自社保有の太陽光発電施設は保持しております。一方、マレーシアから日本へのPKS(ヤシ殻)輸出事業については、2024年9月3日開催の取締役会にて連結子会社であるSHINWA APEC MALAYSIA SDN.BHD.の全株式を譲渡することを決議し、事業より撤退しました。

#### (5) 第三者委員会による調査結果を踏まえた当社の課題

当社の連結子会社であるShinwa Prive株式会社において、2019年5月期から2024年5月期までのプライベートセールに関する不適切な会計処理により、実態と相違がある売上計上が行われている疑いがあることが判明いたしました。これを受け、当社は、2024年7

月4日開催の取締役会において、プライベートセールに関する会計処理において疑義が発生したため、専門的かつ客観的な調査が必要であるとの判断に至り、業績への影響の有無、社内体制の不備の有無や原因の究明および再発防止策の策定等を目的として、外部専門家で構成される第三者委員会の設置を決議いたしました。

その後、当社は、2024年9月6日、第三者委員会から調査報告書を受領し、子会社であるShinwa Prive 株式会社が行った絵画等のアート作品のプライベートセールの中に、実質的には金融取引等と処理すべきもの及び売買契約締結時に売上計上されていたが引渡時に売上計上されるべきであったものが含まれていたとの評価を受けております。

当社は、第三者委員会より受領した調査報告書における報告内容の検討、及びこれを受けた自主調査の結果、売買取引と金融取引の分類及び売上計上時期に関し、必ずしも適切とはいえない会計処理が行われていたことを確認しました。このため、当社は影響のある過年度の決算を訂正することが適切であると判断し、2019年5月期から2023年5月期の各有価証券報告書、2020年5月期第1四半期から2024年5月期第3四半期までの各四半期報告書について、訂正報告書を提出することいたしました。

また、第三者委員会からは、上記の発生原因として、上場企業の会計処理及び内部統制に詳しい公認会計士等が役員にいないことを含むアート作品のプライベートセールの業務執行（契約書締結フロー等を含む）に対する監視・監督の不備等のガバナンス上の問題、管理担当者と執行担当者の兼務、内部監査室のリソース不足等、上記の会計処理を止めることのできなかった組織上・内部統制上の問題の指摘を受けております。

これらの事実は、当社グループのアート作品のプライベートセールに関する事業活動におけるルールへの遵守、内部統制評価計画策定、業務プロセスに対する評価手続等の点で、当社の業務プロセスに係る内部統制に不備があり、また、内部統制評価の計画及び評価結果の取締役会等への報告等の点で、当社の決算・財務報告に係るプロセスに不備があり、その結果、アート作品のプライベートセールに関して内部統制が適切に機能しなかったことによるものと認識しております。

当社は、これらの不備が財務報告に重要な影響を及ぼしており、全社的な内部統制及び全社的な観点で評価する決算・財務報告プロセス並びに業務プロセスに関する内部統制について開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。また、上記の財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備が、当事業年度の末日までに是正されなかった理由は、当該重要な不備の判明が事業年度の末日以後になったためです。

なお、上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正は、全て財務諸表及び連結財務諸表において適切に反映しております。

## (6) 上記課題に対する当社の対応状況

当社グループは、財務報告に係る内部統制の重要性を十分に認識しており、開示すべき

重要な不備を是正するために、第三者委員会からの指摘・提言も踏まえ、以下の改善策を講じて、適正な内部統制の整備及び運用を図ってまいります。

- ・グループ全体におけるコンプライアンス意識の抜本的改革
- ・内部監査部門の組織体制の再整備
- ・公益通報関連者規程の改定及び周知徹底
- ・内部統制を実効あらしめるための業務フローの改善及び職務権限関連規程の改定
- ・適切な経理処理を遂行するためのグループ経理関連規程の改定
- ・グループ会社を含む役員への実効性のある研修・教育の実施

次に、当社グループは、上記(5)の課題および重要な不備を是正するために、以下の措置を実施することと致しました。今後も、再発防止策の実行を推進してまいります。

#### ア コンプライアンス及びリスク管理体制の再構築

- ①当社の内部統制及びガバナンス体制に対する当社のステークホルダーからの信頼を回復することを目的として、2024年9月18日付でガバナンス委員会を設置いたしました。

ガバナンス委員会設置の目的として、(1)内部統制システムの整備、(2)会計の知識の強化、(3)リスクコンプライアンス委員会が担当する事項に対する助言・勧告、(4)上記目的のために必要なグループ再編の検討、(5)取締役会の運営に関する整備、(6)取締役及び監査役に対する評価及び取締役・監査役候補者の指名、(7)その他上記目的のために必要と認める事項を掲げており、同委員会で検討作業を進めております。同委員会の答申が出ましたら、当社は、ガバナンス体制強化のため、同委員会の提案を踏まえた各種施策を講じて参ります。

- ②第三者委員会からの調査結果および再発防止のための提言を踏まえて、再発防止に向けた具体策の立案に加え、コンプライアンス体制の強化に関する各種施策について速やかに検討を行う目的として、2024年9月18日付でリスクコンプライアンス委員会を設置いたしました。

リスクコンプライアンス委員会設置の目的として、(1)グループ全体に関わるリスクコンプライアンス体制の基本方針ならびに推進体制（組織・体制・人事）に関する事項、(2)グループ全体に関わるリスクコンプライアンス体制に関する規程・規則、マニュアル等に関する事項（各規程・規則、マニュアル等の相互の整合性の検討・整理を含む）、(3)グループ全体のコンプライアンス推進およびリスク管理推進に関する教育・啓蒙計画に関する事項、(4)グループ各社のコンプライアンス遵守状況およびリスク管理状況の確認・判定、指導・支援策に関する事項、(5)法令・リスク管理規程違反あるいは会社に対する不正行為等に関わる問題の確認・調査、改善・予防策に関する事項、(6)報告・相談、内部通報制度の整備策に関する事

項、(7)重大な法令・リスク管理違反、危機発生時（不祥事を含む）の対応策・再発防止策に関する事項を掲げており、同委員会では現在、内部監査部門の充実、内部通報制度の整備、規程類の整備、グループ全体における研修等に向けた検討作業を進めております。

当社は、同委員会における議論の内容を踏まえて、コンプライアンス体制の強化およびリスク管理にかかる各種施策を講じて参ります。

- ③上場企業の会計処理及び内部統制に詳しい公認会計士を役員に選任することの検討を進めております。
- ④コンプライアンスに対する意識を高く保つために、役員及び従業員向けに専門家によるコンプライアンス研修を実施することを予定しています。

#### イ 公益通報者規程の改定

- (i)外部通報窓口を新たに追加し、通報窓口を、総務人事部と常勤監査役に加え、外部弁護士の3つとします。
- (ii)各子会社担当者に事前に相談・通報することについても許容する旨、規程に盛り込みます。

#### ウ 業務フローの改善及び規程の改定

- (i)職務権限関連規程、内部通報関連規程、内部監査関連規程、文書管理関連規程、取締役会関連規程、監査役会関連規程を一部改定し、社内へ周知します。
- (ii)上記の前提となる業務フローの改善等の見直しを進めています。また、適宜、社内規程類の定期的な見直しを実施し、規程・マニュアルの記載内容と業務実態との間で齟齬がないか定期的に確認し、齟齬があれば規程又は運用の見直しを行います。

#### エ 内部監査体制の再構築

内部監査部門を強化すべく、専任の内部監査室長および内部監査部員を選任致します。

今回、株主の皆様には、多大なるご心配とご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。当社は適正な内部統制の整備及び運用のさらなる強化に取り組み、内部管理体制の強化およびコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることが重要であると考え、着実に施策を講じてまいります。

## 2. 財産及び損益の状況

### (1) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 32 期 2021年5月期	第 33 期 2022年5月期	第 34 期 2023年5月期	第 35 期 (当連結会計年度) 2024年5月期
売 上 高	千円 2,283,900	千円 2,968,079	千円 3,486,565	千円 2,035,999
経常利益又は経常損失(△)	千円 17,356	千円 469,914	千円 514,502	千円 △222,107
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	千円 △155,202	千円 193,967	千円 305,032	千円 △1,010,510
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	△21円84銭	21円66銭	30円60銭	△98円84銭
総 資 産	千円 3,034,125	千円 4,371,203	千円 4,969,798	千円 4,238,780
純 資 産	千円 1,476,219	千円 2,768,024	千円 3,230,845	千円 2,405,153
1株当たり純資産	207円71銭	284円76銭	319円49銭	223円30銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。
2. 過年度決算に関し、会計上の誤謬が判明したため、第32期から第34期の各期につきましては、当該誤謬の訂正後の数値を用いて記載しております。

## (2) 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 32 期 2021年5月期	第 33 期 2022年5月期	第 34 期 2023年5月期	第 35 期 (当事業年度) 2024年5月期
売 上 高	千円 335,663	千円 477,147	千円 717,722	千円 625,553
経常利益又は経常損失(△)	千円 △22,272	千円 70,917	千円 23,575	千円 93,558
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 ( △ )	千円 △56,125	千円 △68,542	千円 28,655	千円 △795,142
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	△7円90銭	△7円65銭	2円87銭	△77円77銭
総 資 産	千円 1,817,424	千円 2,871,009	千円 3,109,894	千円 2,476,746
純 資 産	千円 1,636,956	千円 2,655,650	千円 2,833,442	千円 2,219,413
1株当たり純資産	230円33銭	273円11銭	280円01銭	206円00銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。

2. 過年度決算に関し、会計上の誤謬が判明したため、第32期から第34期につきましては、当該誤謬の訂正後の数値を用いて記載しております。

### 3. 重要な親会社及び子会社の状況

#### (1) 親会社の状況

該当事項はありません。

#### (2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
Shinwa Auction株式会社	50,000千円	100.0%	美術品を中心としたオークションの企画及び運営
Shinwa Prive株式会社	10,000千円	100.0%	美術品取引（画廊業）
Shinwa ARTEX株式会社	90,000千円	100.0%	資産防衛ダイヤモンド、アート投資サロン運営、文化支援事業、NFTアート販売、その他新規事業開発
シンワメディコ株式会社 (注) 1	20,000千円	70.0%	医療機関向け支援事業
S H I N W A A P E C MALAYSIA SDN. BHD. (注) 1	MYR1,000,000	100.0%	マレーシアにおけるPKS事業
アイアート株式会社 (注) 3	50,000千円	100.0%	美術品を中心としたオークションの企画及び運営
Edoverse株式会社(注) 2	10,000千円	100.0%	Edoverse事業のコンサルティング

(注) 1. 当社の孫会社であります。なお、2024年9月3日開催の取締役会にてSHINWA APEC MALAYSIA SDN.BHD.の全株式を譲渡することを決議いたしました。

2. Shinwa Digital Arts株式会社にて2024年10月30日付で商号変更いたしました。

3. 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	アイアート株式会社
特定完全子会社の住所	東京都港区新橋五丁目14番10号 新橋スクエアビル3F
当社及び当社の完全子会社における 特定完全子会社の株式の帳簿価額	674,325千円
当社の総資産額	2,476,746千円

#### 4. 主要な事業内容 (2024年5月31日現在)

当社グループは、主にアート関連事業及びその他事業を行っております。各事業の内容は以下のとおりであります。

##### ① アート関連事業

アート関連事業は、大きくオークション事業とプライベートセール・その他事業に分けられます。

オークション事業は、取り扱い作品・価格帯により、近代美術オークション、近代陶芸オークション、近代美術Part IIオークションを定期的に開催しております。その他、コンテンポラリーアート、西洋美術、ワイン・リカー、MANGA、ブランド雑貨、時計、宝飾品等のオークションを随時開催しております。

プライベートセール・その他事業は、プライベートセール（資産防衛ダイヤモンド販売やオークション以外での相対取引である絵画の売買）を中心に行っております。

部	門	主要な内容
オークション事業	近代美術オークション	<ul style="list-style-type: none"> <li>近代日本画、近代日本洋画、彫刻、外国絵画等のオークション</li> <li>落札予想価格（以下「エスティメイト」という）の下限金額が概ね20万円以上の作品</li> </ul>
	近代陶芸オークション	<ul style="list-style-type: none"> <li>近代陶芸（茶碗、壺、香炉等）のオークション（一部古美術を含む）</li> </ul>
	近代美術Part IIオークション	<ul style="list-style-type: none"> <li>著名作家の版画、日本画、洋画、陶芸等のオークション</li> <li>エスティメイトの下限金額が概ね2万円以上の作品</li> </ul>
	その他オークション	<ul style="list-style-type: none"> <li>コンテンポラリーアート、西洋美術、ワイン・リカー、マンガ、ブランド雑貨、時計、宝飾品等の上記以外のオークション</li> </ul>
プライベートセール・その他事業	プライベートセール	<ul style="list-style-type: none"> <li>資産防衛ダイヤモンド</li> <li>美術品等の相対取引に関する絵画・NFTアートの販売</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>主として2万円未満の低価格作品に関し、美術業者間交換会にて販売を委託された取引</li> <li>その他</li> </ul>

##### ② その他事業

自社所有の50kW級低圧型太陽光発電施設、高圧型太陽光発電施設の売電事業を行っております。

また、マレーシアにおいて、バイオマス発電の燃料となるPKS(パーム椰子殻)の販売事業を行っています。

## 5. 主要な事業所等 (2024年5月31日現在)

### (1) 当社

本社	東京都千代田区
----	---------

### (2) 子会社

Shinwa Auction株式会社	東京都千代田区
Shinwa Prive株式会社	東京都千代田区
Shinwa ARTEX株式会社	東京都千代田区
アイアート株式会社	東京都港区
Edoverse株式会社(注1)	東京都千代田区

(注) 1. Shinwa Digital Arts株式会社に2024年10月30日付で商号変更いたしました。

### (3) 孫会社

シンワメディコ株式会社	東京都中央区
シンワクリエイト株式会社(注2)	東京都中央区
SHINWA APEC MALAYSIA SDN. BHD.(注3)	マレーシア パハン州 クアantan市

(注) 2. 2024年3月29日開催の取締役会で解散を決議し、清算手続中であります。

(注) 3. 2024年9月3日開催の取締役会にて全株式を譲渡することを決議いたしました。

## 6. 使用人の状況 (2024年5月31日現在)

### (1) 企業集団の使用人の状況

国内外の別	事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
国内 (注)1・2	ア ー ト 関 連 事 業	33(20)名	4 (-)
	全 社 ( 共 通 )	7(-)	1 (-)
	そ の 他 事 業	- (1)	- (-)
	小 計	40(21)	5 (-)
国外	そ の 他 事 業	7(-)	- (-)
	小 計	7(-)	- (-)
合 計		47(21)	5 (-)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、出向者及びアルバイトは( )内に外数で記載しております。  
2. 「全社(共通)」として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

### (2) 当社の使用人の状況

使用人数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
7名	1	48.7歳	8.6年

## 7. 主要な借入先 (2024年5月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社みなと銀行	134,413千円
株式会社武蔵野銀行	56,288千円
株式会社日本政策金融公庫	25,920千円
株式会社みずほ銀行	20,000千円

## 8. その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2024年7月4日付「子会社における不適切な会計処理の疑いの判明及び第三者委員会設置に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、当社の連結子会社であるShinwaPrive株式会社等において、2021年5月期頃から2024年5月期までのプライベートセールに関する不適切な会計処理により、実態と相違がある売上計上の精査が必要となる疑義が発生したため、事実関係の解明のために第三者委員会を組成し、調査を進めてまいりま

した。そして、当社は、2024年9月6日付「第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、同日、第三者委員会より調査結果についての調査報告書を受領いたしました。

また、当社は第三者委員会による調査が継続する状況下、第35期(2024年5月期)の有価証券報告書を当初の提出期限である2024年9月2日に提出することができませんでした(なお、当社は、2024年8月30日に同有価証券報告書の提出期限を2024年11月1日とする延長申請を行い、企業内容等の開示に関する内閣府令第15条の2第3項に規定する有価証券報告書の提出期限延長申請に係る承認を2024年9月2日に受けております。)

第三者委員会からの調査結果及び再発防止のための提言を踏まえ、再発防止策の策定を進めてまいります。社外役員及び外部有識者によって構成される「ガバナンス委員会」及び、社内コンプライアンス体制を整えるための「リスクコンプライアンス委員会」を速やかに組成いたしました。「ガバナンス委員会」においては、当社及び当社子会社の役員候補者選定に加え、当社子会社である Shinwa Prive 株式会社の清算等を含むグループ再編等、当社グループにおけるグループガバナンス体制の実効性を強化し、発生原因の根絶に向けた抜本的な対策の検討等を速やかに行う予定です。

また、「リスクコンプライアンス委員会」においては、第三者委員会からの調査結果および再発防止のための提言を踏まえて、再発防止に向けた具体策の立案に加え、コンプライアンス体制の強化に関する各種施策について速やかに検討を行う予定です。

## Ⅱ 会社の状況に関する事項

### 1. 株式に関する事項（2024年5月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 18,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 10,736,118株
- (3) 株主数 6,877名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
倉田陽一郎	1,996,212株	18.59%
リーテイルブランディング株式会社	1,108,580	10.32
秋元之浩	940,007	8.75
采譽投資有限公司 常任代理人 三田証券株式会社	330,000	3.07
永田東	280,000	2.60
佐山公男	132,300	1.23
株式会社 S B I 証券	102,744	0.95
上田八木短資株式会社	100,000	0.93
株式会社 きずな	97,700	0.91
株式会社 D M M . c o m 証券	86,900	0.80

(注)1.自己株式は保有しておりません。

2..新株予約権の行使により、発行済株式の総数は669,600株増加しております。

## 2. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権に関する重要な事項

2021年10月12日開催の取締役会決議に基づき有償発行した第18回新株予約権の概要

新株予約権の数	5,558個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式555,800株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり1,200円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり37,500円 (1株当たり375円)
割当日	2021年10月27日
新株予約権の割当対象者及びその人数ならびに割り当てる新株予約権の数	当社取締役 4名 (5,317個) 当社監査役 1名 ( 241個)
新株予約権の行使期間	2021年10月27日から2026年10月26日まで
新株予約権の主な行使条件	割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも540円を上回った場合にのみ、本新株予約権を行使できるものとする。上記にかかわらず、行使期間中に連続する1ヶ月間(21営業日)の平均終値が一度でも本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の直前営業日である2021年10月11日の東京証券取引所における当社普通株式の終値である金375円に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならない。

2024年5月2日開催の取締役会に基づき有償発行した第19回新株予約権の概要

新株予約権の数	11,065個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式1,106,500株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり100円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり45,200円 (1株当たり452円)
割当日	2024年5月17日
新株予約権の割当対象者及びその人数ならびに割り当てる新株予約権の数	当社取締役 7名 (10,480個) 当社監査役 3名 (90個) 当社子会社役員 6名 (430個) 当社グループ従業員4名 (65個)
新株予約権の行使期間	2024年5月17日から2029年5月16日まで
新株予約権の主な行使条件	割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも1,800円を上回った場合にのみ、本新株予約権を行使できるものとする。上記にかかわらず、行使期間中に一度でも金129円を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならない。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役に関する事項（2024年5月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	倉 田 陽 一 郎	国内戦略/国内・海外事業担当 Shinwa Auction株式会社代表取締役会長 Shinwa Prive株式会社代表取締役社長 Shinwa ARTEX株式会社取締役 シンワメディコ株式会社取締役 ASIAN ART AUCTION ALLIANCE COMPANY LIMITED 代表取締役 SHINWA APEC MALAYSIA SDN. BHD.取締役 Edoverse株式会社代表取締役社長 中国芸術品投資管理有限公司董事
取 締 役	秋 元 之 浩	リーテイルブランディング株式会社代表取締役社長 アイアート株式会社代表取締役 Shinwa ARTEX株式会社取締役 Edoverse株式会社取締役 アールビー・アート・アセット株式会社代表 取締役社長
取 締 役	岡 崎 奈 美 子	管理担当/国内・海外事業担当 株式会社アウル代表取締役 Shinwa ARTEX株式会社代表取締役社長 Shinwa Auction株式会社取締役 シンワメディコ株式会社代表取締役社長 Edoverse株式会社取締役
取 締 役	高 橋 健 治	アイアート株式会社取締役
取 締 役	張 志 軍	采譽投資有限公司董事 喜昌投資有限公司董事長 Shinwa Prive株式会社取締役
取 締 役	長 田 忠 千 代	一般社団法人メタバース推進協議会監事

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役	山 本 晋 平	弁護士 古賀総合法律事務所パートナー アジア国際法学会日本協会 常務理事
常 勤 監 査 役	高 橋 隆 敏	税理士 Vistra Japan税理士法人代表社員 株式会社プラコー監査役 株式会社REVOLUTION取締役(監査等委員)
監 査 役	大 谷 恭 子	弁護士 アリエ法律事務所 パートナー
監 査 役	木 内 孝 胤	株式会社TKコーポレーション代表取締役

- (注) 1. 取締役張志軍氏、長田忠千代氏、山本晋平氏は、社外取締役であります。当社は、取締役長田忠千代氏及び山本晋平氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
2. 長田忠千代氏は一般社団法人メタバース推進協議会の監事で、当社も同協議会の会員企業であります。
3. 常勤監査役高橋隆敏氏、監査役大谷恭子氏及び監査役木内孝胤氏は、社外監査役であります。
4. 監査役高橋隆敏氏は、税理士の資格を有しており、また、過去に会計事務所に勤務された経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役木内孝胤氏は、金融のプロフェッショナルとしての視点を持ち、更にガバナンス、コンプライアンスについても幅広い知識を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、監査役高橋隆敏氏、監査役大谷恭子氏及び監査役木内孝胤氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。(なお、独立役員として届け出ておりました大谷監査役は2024年10月11日に逝去されました。)
7. 当事業年度中に退任した取締役及び監査役は次のとおりです。

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
小林 公成	2023年8月28日	任期満了	社外監査役 株式会社KKホールディングス代表取締役 Edoverse株式会社監査役
伊勢 彦信	2024年1月17日	伊勢彦信氏の破産手続きの開始決定によるもの	取締役会長 一般財団法人イセ文化財団 代表理事 イセ文化基金 理事長 アート株式会社 取締役 シンワクリエイト株式会社 取締役

## (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

### ①被保険者の範囲

当社および当社のすべての子会社の取締役、監査役。

## ②保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用を補償するものです。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は保障対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は全額当社が負担します。

## (3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

## (4) 取締役及び監査役の報酬等

### ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2022年7月29日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえ適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬により構成し、取締役の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬等を総合的に勘案して決定するものとしております。

### ②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等については、1989年6月14日開催の第1回定時株主総会において取締役年間報酬総額の上限を150,000千円と決議をいただいております。なお、第1回定時株主総会決議時において、取締役の員数は5名でありました。また、監査役の報酬等については、2014年8月28日開催の第25回定時株主総会で監査役年間報酬総額の上限を50,000千円と決議をいただいております。なお、第25回定時株主総会決議時において、監査役の員数は3名でありました。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき代表取締役社長の倉田陽一郎氏がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分としております。

委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

④取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	支給人員	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の額 (千円)		
			固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬
取締役 (うち社外取締役)	8名	115,320	115,320	—	—
	(3名)	(11,820)	(11,820)	—	—
監査役 (うち社外監査役)	4名	19,260	19,260	—	—
	(4名)	(19,260)	(19,260)	—	—
合計	12名	134,580	134,580	—	—

- (注) 1. 当事業年度末の取締役の員数は7名、監査役の員数は3名であります。上記の役員数と相違しておりますのは、2023年8月28日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名ならびに、2024年1月17日をもって退任した取締役1名を含んでいるためであります。
2. 業績連動報酬等の内容は、取締役に対する賞与であります。業績連動報酬等の額は、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として業績等に鑑みて、一定の時期に支給しております。目標となる業績指標とその値は、中長期に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めるため、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行っております。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役張志軍氏は、采譽投資有限公司の董事及び喜昌投資有限公司の董事長であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・取締役長田忠千代氏は、一般社団法人メタバース推進協議会監事であります。当社は同協議会に入会しておりますが、特別な関係はありません。
- ・取締役山本晋平氏は、古賀総合法律事務所のパートナー弁護士であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・監査役高橋隆敏氏は、Vistra Japan税理士法人の代表社員であります。同事務所と当社の一部のグループ会社との間で役務提供等の取引関係がありますが、当社グループ全体で同事務所へ支払った報酬は、当社の連結売上高の0.1%未満、同事務所が受領した売上高の1%未満と僅少であるため、一般株主と利益相反が生じる恐れがなく、当社の監査業務に影響を及ぼすものではないと判断しております。
- ・監査役大谷恭子氏はアリエ法律事務所のパートナー弁護士であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。(なお、大谷監査役は2024年10月11日に逝去されました。)
- ・監査役木内孝胤氏は、株式会社TKコーポレーションの代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況  
 ・取締役会及び監査役会への出席状況

		取締役会		監査役会	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役	張 志 軍	31回中26回	83.9%	—	—
取締役	長 田 忠 千 代	31回中31回	100%	—	—
取締役	山 本 晋 平	31回中27回	87.1%	—	—
監査役	高 橋 隆 敏	31回中30回	96.8%	12回中12回	100%
監査役	大 谷 恭 子	31回中25回	80.6%	12回中11回	91.7%
監査役	木 内 孝 胤	25回中23回	92.0%	11回中11回	100%

- (注) 1 当該事業年度においては、取締役会を31回、監査役会を12回開催しております。
2. 木内孝胤氏が社外監査役に就任した2023年8月28日以降、取締役会は25回、監査役会は11回開催しております。
3. 社外監査役の木内孝胤氏につきましては、2023年8月28日就任からの状況を記載しております。

**(6) 取締役会及び監査役会における発言状況ならびに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要**

取締役張志軍氏は、中国ビジネスに関する豊富な見識を活かし、社外取締役として当社の経営全般に対する提言や取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適宜必要な発言を行っております。

取締役長田忠千代氏は、日本有数の企業の役員としての深い知見を活かし、社外取締役として当社の経営全般に対する提言や取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適宜必要な発言を行っております。

取締役山本晋平氏は、弁護士としての専門性を活かし、当社の経営全般に対してガバナンス・コンプライアンス強化の視点から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために、適宜必要な発言を行っております。

監査役高橋隆敏氏は、税理士としての専門性と会計事務所勤務の経験を活かし、経営監視の観点から意見を述べるなど、社外監査役として取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適宜必要な発言を行っております。また、監査役会において適宜必要な発言を行っております。

監査役大谷恭子氏は、弁護士としての専門性を活かし、客観的・中立的立場から、社外監査役として取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適宜必要な発言を行っております。また、監査役会において適宜必要な発言を行っております。(なお、大谷監査役は2024年10月11日に逝去されました。)

監査役木内孝胤氏は、金融のプロフェッショナルとしての視点及びガバナンス、コンプライアンスについても幅広い知識を有しており、客観的・中立的立場から、社外監査役として取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適宜必要な発言を行っております。また、監査役会において適宜必要な発言を行っております。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

UHY東京監査法人

### (2) 会計監査人に対する報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 65,000千円  
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 65,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。なお、報酬等の額には当社の過年度訂正に係る監査業務に対する報酬39,200千円を含んでおります。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の当社の子会社の計算書類監査の状況

当社の重要な子会社の中には、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けている海外の子会社があります。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とす

ることを監査役会に請求し、監査役会は、その適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

# 連結貸借対照表

(2024年5月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>3,419,284</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,580,756</b>
現金及び預金	1,341,996	買掛金	27,943
売掛金	25,399	オークション未払金	767,684
オークション未収入金	476,933	短期借入金	90,000
商品	1,208,350	1年内返済予定の長期借入金	35,548
前渡金	45,157	未払金	159,977
その他	354,429	未払法人税等	27,630
貸倒引当金	△32,983	前受金	299,590
<b>固 定 資 産</b>	<b>819,496</b>	賞与引当金	18,118
(有形固定資産)	<b>288,115</b>	過年度決算訂正関連費用引当金	117,691
建物及び構築物	67,009	その他	36,572
機械装置及び運搬費	155,154	<b>固 定 負 債</b>	<b>252,871</b>
土地	36,900	長期借入金	202,573
その他	29,051	退職給付に係る負債	17,840
(無形固定資産)	<b>260,687</b>	その他	32,458
ソフトウェア	8,888	<b>負 債 合 計</b>	<b>1,833,627</b>
のれん	251,798	<b>純 資 産 の 部</b>	
その他	0	<b>株 主 資 本</b>	<b>2,376,238</b>
(投資その他の資産)	<b>270,693</b>	資本金	165,577
投資有価証券	52,847	資本剰余金	2,944,725
関係会社株式	60,600	利益剰余金	△734,064
長期貸付金	78,902	その他の包括利益累計額	21,138
その他	224,426	為替換算調整勘定	20,448
貸倒引当金	△146,083	その他有価証券評価差額金	689
<b>資 産 合 計</b>	<b>4,238,780</b>	<b>新 株 予 約 権</b>	<b>7,776</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>2,405,153</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>4,238,780</b>

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

# 連結損益計算書

(自 2023年6月1日  
至 2024年5月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		2,035,999
売上原価		972,664
売上総利益		1,063,334
販売費及び一般管理費		1,305,859
営業外収益		△242,524
受取利息	906	
デリバティブ評価益	190	
為替差益	11,268	
暗号資産評価益	17,448	
保険解約戻金	14,494	
その他	4,716	49,025
営業外費用		
支払利息	15,210	
貸倒損	2,055	
貸倒引当金繰入額	9,940	
その他	1,402	28,607
経常損失		△222,107
特別利益		
退職給付引当金戻入額	16,184	16,184
特別損失		
訴訟関連損失	18,000	
投資有価証券評価損	20,590	
事務所移転費用	17,204	
固定資産除却損	23,430	
貸倒引当金繰入額	33,430	
減損損失	365,624	
特別修繕費	124,181	
過年度決算訂正関連費用引当金繰入額	117,691	720,152
税金等調整前当期純損失		△926,075
法人税、住民税及び事業税	29,315	
法人税等調整額	55,119	84,434
当期純損失		△1,010,510
親会社株主に帰属する当期純損失		△1,010,510

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2023年 6 月 1 日)  
(至 2024年 5 月 31 日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	1,674,567	1,395,772	453,260	3,523,600
誤謬の訂正による累積的影響額			△324,212	△324,212
誤謬の訂正を反映した当連結会計年度期首残高	1,674,567	1,395,772	129,048	3,199,388
当期変動額				
新株の発行	129,567	129,567		259,135
剰余金の配当		△71,775		△71,775
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)			△1,010,510	△1,010,510
資本金から剰余金への振替	△1,638,557	1,491,160	147,397	－
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)				
当期変動額合計	△1,508,989	1,548,952	△863,113	△823,150
当期末残高	165,577	2,944,725	△734,064	2,376,238

	その他の利益累計額			新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	16,744	6	16,751	14,704	3,555,057
誤謬の訂正による累積的影響額					△324,212
誤謬の訂正を反映した当連結会計年度期首残高	16,744	6	16,751	14,704	3,230,845
当期変動額					
新株の発行					259,135
剰余金の配当					△71,775
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)					△1,010,510
資本金から剰余金への振替					－
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	3,703	683	4,386	△6,928	△2,542
当期変動額合計	3,703	683	4,386	△6,928	△825,692
当期末残高	20,448	689	21,138	7,776	2,405,153

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

# 貸借対照表

(2024年5月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>1,139,763</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>254,053</b>
現金及び預金	372,535	買掛金	439
売掛金	169,255	オークション未払金	2,707
商品	343,014	未払法人税等	9,717
未収入金	218,064	賞与引当金	2,543
その他	36,894	過年度決算訂正関連費用引当金	117,691
<b>固 定 資 産</b>	<b>1,336,982</b>	その他	120,954
(有形固定資産)	<b>59,532</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>3,279</b>
建物	56,113	退職給付引当金	2,040
工具、器具及び備品	3,419	長期預り金	1,239
(無形固定資産)	<b>1,395</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>257,332</b>
ソフトウェア	1,395	<b>純 資 産 の 部</b>	
(投資その他の資産)	<b>1,276,054</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>2,210,947</b>
投資有価証券	51,977	資本金	165,577
関係会社株式	784,925	資本剰余金	2,944,724
出資金	500	資本準備金	1,408,884
敷金及び保証金	92,696	その他資本剰余金	1,535,840
長期未収入金	78,943	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>△899,355</b>
関係会社長期貸付金	988,842	利益準備金	37,687
その他	22,853	その他利益剰余金	△937,042
貸倒引当金	△744,685	繰越利益剰余金	△937,042
<b>資 産 合 計</b>	<b>2,476,746</b>	<b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>	<b>689</b>
		その他有価証券評価差額金	689
		<b>新 株 予 約 権</b>	<b>7,776</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>2,219,413</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>2,476,746</b>

# 損益計算書

(自 2023年6月1日  
至 2024年5月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		625,553
売 上 原 価		68,766
売 上 総 利 益		556,786
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		423,622
営 業 利 益		133,163
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	11,757	
為 替 差 益	17,241	
そ の 他	416	29,415
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	10,196	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	57,561	
そ の 他	1,264	69,021
経 常 利 益		93,558
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	23,354	
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	318,175	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	20,590	
子 会 社 株 式 評 価 損	396,730	
過 年 度 決 算 訂 正 関 連 費 用 引 当 金 繰 入 額	117,691	
そ の 他	11,208	887,750
税 引 前 当 期 純 損 失		△794,192
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	950	950
当 期 純 損 失		△795,142

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

## 株主資本等変動計算書

(自 2023年 6 月 1 日  
至 2024年 5 月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							株主資本 合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		株主資本 合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	1,674,567	1,279,317	116,455	1,395,772	37,687	△185,084	△147,397	2,922,943
誤 謬 の 訂 正 に よ る 累 積 的 影 響 額						△104,212	△104,212	△104,212
誤 謬 の 訂 正 を 反 映 し た 当 事 業 年 度 期 首 残 高	1,674,567	1,279,317	116,455	1,395,772	37,687	△289,297	△251,609	2,818,730
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	129,567	129,567		129,567				259,135
剰 余 金 の 配 当			△71,775	△71,775				△71,775
当 期 純 損 失 ( △ )						△795,142	△795,142	△795,142
資本金から剰余金への振替	△1,638,557		1,491,160	1,491,160		147,397	147,397	-
株主資本以外の項目の当期 変動額 ( 純額 )								
当 期 変 動 額 合 計	△1,508,989	129,567	1,419,385	1,548,952	-	△647,745	△647,745	△607,782
当 期 末 残 高	165,577	1,408,884	1,535,840	2,944,724	37,687	△937,042	△899,355	2,210,947

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新株予約権	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合計		
当 期 首 残 高	6	6	14,704	2,937,654
誤 謬 の 訂 正 に よ る 累 積 的 影 響 額				△104,212
誤 謬 の 訂 正 を 反 映 し た 当 事 業 年 度 期 首 残 高	6	6	14,704	2,833,442
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				259,135
剰 余 金 の 配 当				△71,775
当 期 純 損 失 ( △ )				△795,142
資本金から剰余金への振替				-
株主資本以外の項目の当期 変動額 ( 純額 )	683	683	△6,928	△6,246
当 期 変 動 額 合 計	683	683	△6,928	△614,028
当 期 末 残 高	689	689	7,776	2,219,413

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年11月1日

Shinwa Wise Holdings 株式会社

取締役会 御中

UHY東京監査法人

東京都品川区

指 定 社 員	公認会計士	鹿 目	達 也
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	石 原	慶 幸
業 務 執 行 社 員			

### 限定付適正意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、Shinwa Wise Holdings株式会社の2023年6月1日から2024年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項の連結計算書類に及ぼす可能性のある影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Shinwa Wise Holdings株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 限定付適正意見の根拠

追加情報（不適切な会計処理）に記載されているとおり、会社は、連結子会社において、プライベートセールに関する不適切な会計処理が行われている疑いがあることが判明したため、2024年7月4日に外部専門家で構成される第三者委員会を設置して調査を開始し、2024年9月6日に同委員会より調査報告書を受領した。その結果、連結子会社が行った絵画等のアート作品のプライベートセール（以下、「アート売買取引」という。）の中に、売買契約締結時に売上計上されていたが、引渡時に売上計上されるべきであったものが含まれていたことが判明した。

会社は、アート売買取引の収益認識時点の確認のために商品の引渡時点が確認できる外部証拠である受領確認書を取引先から入手して、当該証拠の確認が出来ない場合には、入金証憑、引渡時点を特定する出張記録、システムの出庫記録等の資料に基づき、売上の計上時期の訂正を行い、第30期から第35期第3四半期までの不適切な会計処理を訂正した。

当監査法人は、会社が入手した受領確認書を閲覧し、商品の引渡時点を確認して、アート売買取引の売上高の計上時期の妥当性を検証した。しかし、当監査法人は、当連結会計年度のアート売買取引の売上高16,597千円（売上総利益7,377千円）の計上時期について裏付けとなる十分な記録及び資料を会社から入手することができなかった。また、前連結会計年度以前に計上された売上高の計上時期について、裏付けとなる十分な記録及び資料を確認できなかった取引のうち、当連結会計年度に商品の引渡しが行われて売上計上する必要がある取引がある可能性がある。そのため、当連結会計年度の連結損益計算書に計上されているアート売買取引の売上高の期間帰属の妥当性について、十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

これらの影響は、アート売買取引の売上高に付随する項目に限定されており、他の勘定科目には影響を及ぼさないことから、連結計算書類全体に及ぼす影響は限定的である。したがって、連結計算書類に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

#### 強調事項

連結注記表の誤謬の訂正に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度において、過年度における誤謬の訂正を行い、期首の利益剰余金を修正している。  
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

上記の「限定付適正意見の根拠」に記載された事項に関しては、その他の記載内容に重要な誤りがあるかどうか判断することができなかった。これ以外のその他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年11月1日

Shinwa Wise Holdings株式会社

取締役会 御中

UHY東京監査法人

東京都品川区

指 定 社 員	公認会計士	鹿 目	達 也
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	石 原	慶 幸
業 務 執 行 社 員			

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、Shinwa Wise Holdings株式会社の2023年6月1日から2024年5月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

個別注記表の誤謬の訂正に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度において、過年度における誤謬の訂正を行い、期首の利益剰余金を修正している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年6月1日から2024年5月31日までの第35期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の執行に関する不正の行為が認められ、当社連結子会社において、過年度における不適切な会計処理により、実態と相違がある売上計上が行われている疑いがあることが判明いたしました。監査役会においては、第三者委員会からの指摘・提言も踏まえ、会社の実施する再発防止策の実行状況を監視および検証してまいります。その他、法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行について、事業報告に記載のとおり、当社連結子会社において不適切な会計処理が発覚し、第三者委員会で調査が行われた件を除き、指摘すべき事項は認められません。なお、監査役会においては、第三者委員会からの指摘・提言も踏まえ、取締役の内部統制改善への取り組み、及び会社の実施する再発防止策の実行状況を監視、及び検証してまいります。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年11月1日

Shinwa Wise Holdings株式会社 監査役会

常勤監査役(社外) 高橋 隆 敏 ㊞  
社外監査役 木内 孝 胤 ㊞

(注) 監査役大谷恭子は2024年10月11日をもって逝去により退任いたしました。これに伴い、法定員数3名を欠くこととなりましたので、会社法の規定に基づき、東京地方裁判所に一時監査役職務代行者選任申立てを行っておりますが、監査報告書提出日の2024年11月1日現在では、監査役は高橋隆敏と木内孝胤の二名でございます。

以 上

招集  
通知

事業  
報告

計算  
書類

監査  
報告

